

市側が示した内容

- ・ あらためてご遺族の思いを受け止め、いじめ問題対応委員会の調査結果の中で判然としない部分を明らかにし、事案の全容解明、そして二度と同じようなことが起きないようにするため、再調査を実施することとしたい。
- ・ ただし、文部科学省から出されている「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」にもあるとおり、重大事態の調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではないので、その点についてはご理解いただきたい。
- ・ また、今後の再発防止に向けては、総合教育会議で「いじめ問題対策」をテーマに取り上げ、有効な対応策を検討していきたいと考えている。
- ・ 再調査委員会の委員は、条例の規定により弁護士、精神科医、学識経験者、心理・福祉の専門家等から5人以内で組織することとなっている。
- ・ 酒田市に利害関係がある方はもちろん入らないが、もし人選に関して何かご要望があれば伺いたい。
- ・ 現時点では、弁護士については2人、精神科医1人、(学識経験を有する)心理学専門家1人、福祉学専門家1人の計5人で、それぞれ職能団体等に推薦依頼をしたいと考えているが、その際には「いじめ問題対策」に造詣の深い方という形をお願いをしていきたい。